

丹波篠山市立学校教育活動再開に向けたガイドライン(Ver. 2)

～ 感染リスク低減の取組 ～

丹波篠山市教育委員会

感染症対策のポイントは、「**感染源を絶つこと**」「**感染経路を絶つこと**」「**抵抗力を高めること**」であることを踏まえ、**6月15日以降の学校運営についても**、リスク低減に向けて、以下の点に留意して取り組むこととします。なお、この基準については**6月12日時点**に作成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的見地を反映して適宜見直すことを予定しています。

(1) 一人一人の基本的な感染対策について

感染防止の3つの基本：①人との十分な距離②マスクの着用（**熱中症対策として、こまめな水分補給 別紙3を参照**）③手洗い を指導する。

- 人との間隔は、可能な限り（1m以上）空ける
- せきエチケット（マスクを着けて行動）
- 手洗い（基本は流水と石けんでの手洗い。ハンカチ・ティッシュの持参）
- 体調管理（十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事）



(2) 学校生活を送るための集団感染対策について

- 手洗い（基本は流水と石けんでの手洗い。ハンカチ・ティッシュの持参）※再掲
- 清掃及び消毒
 - ・トイレや洗面所（手洗い場）の洗浄は、家庭用洗剤を用いて行う
 - ・多くの児童生徒等が手を触れる箇所や共用する箇所を中心に、1日1回、可能な時間帯に消毒する（※清掃の時間等の実施も可）
- 換気（適した方法で。換気の時間帯：授業中、休み時間、放課後 など）
※エアコン使用時も換気が必要
- 「3密」（密集・密接・密閉）の重なりを避ける（座席配置の工夫、対面をとらない工夫 など）



(3) 学校生活の各場面別の感染対策について

【登校にあたって】

- 毎朝の検温及び風邪症状の確認（健康観察カード等の提出 など）
- 欠席（登校できない）児童生徒への対応（健康面等の確認、可能な範囲で同居家族の健康面等の確認、学習面の指示 など）
- ※発熱症状等がある場合の登校の判断及び、教職員の感染症対策について（別紙1を参照）



【登下校の方法】

- 徒 歩…児童生徒等同士で登校する場合、向かい合わせにならず、十分な距離を保つ。
(マスクを着用することが望ましい。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合はマスクを外すよう指導する。)
- ※集団登下校…上記の通り、密接とならないように指導する。特に、通学に不慣れな小学校第1学年の安全には十分注意する。(保護者・PTA、地域住民、関係機関等との連携が必要。)
- ※校門や玄関口での密集を避ける。
- 自転車…十分な距離を保つ。(マスクを着用することが望ましい。ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導する。)
- スクールバス…3つの条件(換気の悪い密閉空間、人が密集、近距離での会話や発声 など)が重ならないようにする。
- 公共交通機関…利用する児童生徒には、以下の点について指導する。
 - ・マスクを着用する
 - ・ドアノブ等を触った手で顔を触らない
 - ・可能な限り会話を控える
 - ・利用後の手洗い等を忘れない など

【清掃・消毒作業】

- 清掃活動…共同作業を行うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うことが望ましい。ただし、清掃場所によっては、熱中症などの健康被害が発生する可能性もあり得るため、マスクを外すよう指導する。
トイレや洗面所(手洗い場)は、家庭用洗剤等を用いて洗浄する。
清掃が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うよう指導する。
- 消毒作業…多くの児童生徒等が手を触れた箇所や共用した箇所(ドアノブ、手すり、スイッチ、用具 など)の消毒を行う。※再掲
(清掃の時間等に実施するなど、1日1回、可能な時間帯に実施し、過度な負担にならないように留意する。)

各教科等の指導

- 「3密」の重なりを避ける取組の工夫に加え、適切な感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施する。なお、実施に当たっては、以下の点に留意すること。
 - ・できるだけ個人の教材教具を使用させ、児童生徒同士の貸し借りはさせないこと。
 - ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
 - 全教科…身に付けさせたい力を基に、学習内容の配列を変更したり、系統性のある単元を同時期に連続して実施したりするなど工夫する。
 - 体育科、保健体育科…今年度については、児童生徒の安全確保が困難であることから、水泳授業の実施は中止とする。
 - 特別支援学級(学校)の自立活動…教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。
- ※医療的ケア児や基礎疾患児への対応…児童生徒と接する機会がある教職員については、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らす。

なお、「感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動」については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22Ver.1)」のP27を参考に願います。

学校行事に関すること

□開催時期、場所、時間、開催方法等について十分に配慮すること。（別紙 2 を参照）

給食指導に関すること

（共通）

- 食事の前の手洗いを徹底する。（清潔なハンカチ等で拭き取る。）
- スプーンを持参する。

（配膳）

- 配膳時のマスク着用を徹底する。
- 給食当番（配膳係）以外の児童生徒は、他の人のトレーを触らないようにする。
- 配膳は、できるかぎり一回で終え、おかわりが発生する場合の配食は、教師が行う。

（喫食）

- 机を向かい合わせにせず、会話を控える等工夫する。
- 牛乳パックの回収については、回収時の「3密」を避けるため、当面の間、学校において処分可とする。

正しいマスクの着用



部活動に関すること

活動中は、必ず部活動顧問や部活動指導員が直接指導する。直接指導ができない場合は活動しない。また、部活動顧問や部活動指導員等は、活動に参加する生徒の健康状態の把握に努め、**引き続き**、以下の事項について、安全確保に向けて取り組むこと。

【6月15日（月）～21日（日）までの取組】

- 活動時間…（平日）2時間以内とする。
 - 週1日以上の一部活デーを設定し、休養日とする。
 - 早朝練習は中止とする。
- （休日）3時間以内とする。
 - 休日（土日）のいずれか1日以上は休養日とする。
 - 活動に参加する前には、必ず検温結果を顧問または部活動指導員に報告する。
- ※バス通学生がいる学校については、登下校のバスの時間を考慮し、適切な活動時間を設定する。
- 活動場所…自校での活動のみとし、対外試合や合同練習等への参加はしない。ただし、現在市内複数校で合同チームを編成している場合の練習は除く。
- 十分な準備運動（過度な運動を避け、生徒の怪我防止に留意する。）
- 活動メニューの工夫
 - （密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする活動、向かい合って吹奏したりする活動は、距離を取って行うことができる活動に替えるなど工夫する。）
- 熱中症対策（こまめな水分補給・塩分補給、適切な休憩、帽子・冷感タオルなどの使用）**
- ※別紙3、「いきいき運動部活動（4訂版）」P8【熱中症予防のための指導のポイント】参照**
- 部室等の利用制限（学年別、時間差で短時間の利用とするなど工夫する。）
- 手洗い（休憩時・活動終了後は、流水と石けんでの手洗い。ハンカチの持参）※再掲
- 緊急時の対応（緊急連絡先等を確認しておく。）
- 下校後、多くの生徒等が手を触れた箇所や部活動等で**共用**した用具などは、消毒液を使用して清掃を行う。（部室のドアノブ、手すり、スイッチ、**共用**した用具 など）**ただし、過度な負担にならないように留意する。**

【6月22日（月）以降の取組】

□活動時間…（平日）2時間以内とする。

週1日以上の一泊活デーを設定し、休養日とする。

早朝練習については、各校の実態に応じて判断する。（生徒の過度な負担にならないようにする。）

（休日）半日程度とする。（準備・後片付けを含む）

休日（土日）のいずれか1日以上は休養日とする。

体調のすぐれない者は、活動に参加する前に、必ず顧問または部活動指導員に報告する。

※バス通学生がいる学校については、登下校のバスの時間を考慮し、適切な活動時間を設定する。

□活動場所…自校での活動に加え、市内での練習試合や合同練習による活動を可能とする。

ただし、練習試合や合同練習への生徒の参加については、生徒の状況や保護者の意見等を踏まえて判断すること。また、実施する場合は、競技の特性に応じた感染防止対策にも努めること。

□十分な準備運動（過度な運動を避け、生徒の怪我防止に留意する。）

□活動メニューの工夫

（密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする活動、向かい合って吹奏したりする活動は、距離を取って行うことができる活動に替えるなど工夫する。）

□熱中症対策（こまめな水分補給・塩分補給、適切な休憩、帽子・冷感タオルなどの使用）

※別紙3、「いきいき運動部活動（4訂版）」P8【熱中症予防のための指導のポイント】参照

□部室等の利用制限（学年別、時間差で短時間の利用とするなど工夫する。）

□手洗い（休憩時・活動終了後は、流水と石けんでの手洗い。ハンカチの持参）※再掲

□緊急時の対応（緊急連絡先等を確認しておく。）

□下校後、多くの生徒等が手を触れた箇所や部活動等で共用した用具などは、消毒液を使用し清掃を行う。（部室のドアノブ、手すり、スイッチ、共用した用具 など）ただし、過度な負担にならないように留意する。

(別紙1)

【登校の判断】

○児童生徒等に発熱症状が見られる場合の対応

発熱等の風邪の症状が見られる児童生徒等については、自宅で休養させること。

症状に改善が見られない場合や症状が継続する場合には、速やかにかかりつけ医を受診させる。教職員についても同様の対応とする。

○重症化のリスクの高い児童生徒等への対応

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行うこと。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談すること。また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断を行うこと。

※これらにより、出欠の扱いについては、以下1～4の通りとする。

1 出席停止の措置を取るべき場合

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。

2 発熱等の風邪の症状が見られる場合

同条に基づく出席停止の措置を取る。

3 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒等や基礎疾患等がある幼児児童生徒等の場合は、主治医等の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。登校すべきでない判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

4 保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

(1) 原則として、6月15日以降は欠席とする。

(2) 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校所在地の感染状況や学校で講じる感染症対策について十分説明し、理解を得るよう努める。

※どうしても保護者等の理解を得られない場合は、市教委まで連絡ください。

(3) (2)をしたうえでも登校できないと保護者等から連絡があり、校長が合理的な理由があると見なす場合は、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能とする。

【教職員の感染症対策】

教職員においては、児童生徒等と同様、基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は自宅で休養する。教職員が休みやすい環境を作ることも重要。

(別紙2)

各学校行事における工夫の例

各学校の実態に応じて、適切に判断すること。

◆儀式的行事（着任式・離任式、新入生との対面式など）

- ・離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりする など

◆文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など）

- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする
- ・学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など

◆健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）

- ・健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなならないよう十分配慮する
- ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする など
- ・運動会（体育大会）は半日開催とするなどの工夫が必要。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期について検討する など

※児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせる

※開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を行う。

◆遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事

- ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など
- ・当面の措置として、修学旅行を取り止める場合においても、その教育的意義や児童生徒の心情等に配慮し、中止ではなく延期扱いとすることを検討する など
- ・実施に際しては、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第1版）」等を参考にする など

◆勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）活動

- ・大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
- ・校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する など

(別紙3)

熱中症事故の防止について

●熱中症事故の防止について

児童生徒の学習の遅れを補うため、夏季休業期間を短縮したことに伴い、その際の児童生徒等の健康確保に向けた取組に一層留意する必要がある。そのため、気象状況等にも留意して、こまめに水分補給を行わせるとともに、扇風機やエアコン等の空調設備を適切かつ柔軟に使用し、熱中症防止に努めること。

(熱中症の予防法)

- ・水分をこまめにとる
- ・こまめに休憩をとる
- ・涼しい（風通しのよい）服装
- ・日傘・帽子・冷感タオル（クールネックタオル）などの使用
- ・ミストシャワーの使用
- ・扇風機やエアコンなどの空調設備の使用（換気等と併せて、エアコンの温度調整）
- ・荷物を減らす工夫（ノーかばんデーの設定 など）



●熱中症事故防止に係るマスクを着用しない場合の対策について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校においては、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいとされていますが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すよう対応する。

なお、体育の授業及び運動部活動中におけるマスク着用の必要はないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの取扱いを行う。

熱中症予防参考資料

環境省 熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

熱中症環境保健マニュアル2018

https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

その他参考資料

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～(2020.5.22 Ver.1)

https://www.mext.go.jp/content/20200522_mxt_kouhou02_mext_00029_01.pdf

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～ 別添資料

https://www.mext.go.jp/content/20200522_mxt_kouhou02_000007426_03.pdf